

鹿児島市こども医療費助成条例

昭和48年3月31日

条例第29号

(注) 平成6年から改正経過を注記した。

改正 昭和48年10月13日条例第54号

昭和49年3月30日条例第21号

昭和56年3月4日条例第1号

昭和57年3月29日条例第7号

昭和59年3月27日条例第6号

昭和59年12月22日条例第43号

平成6年9月30日条例第30号

平成7年6月20日条例第31号

平成8年6月27日条例第27号

平成9年3月28日条例第16号

平成9年10月3日条例第32号

平成10年3月3日条例第2号

平成14年12月30日条例第34号

平成16年10月18日条例第67号

平成18年12月20日条例第50号

平成19年3月27日条例第11号

平成20年3月26日条例第8号

平成20年3月26日条例第9号

平成24年12月25日条例第66号

(題名改称)

平成27年9月30日条例第50号

平成30年6月28日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、こどもの保護者に対し、こどもに係る医療費を助成することにより、こどもの保健の向上とすこやかな育成に寄与し、もってこどもの福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) こども

次のア又はイに該当する者をいう。

ア 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(イに該当する者を除く。)

イ 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、療養の給付等に係る診療が行われた月の属する年度(当該診療が行われた月が4月から7月までの場合にあってはその前年度)に、市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課される所得割を除く。))をいう。)が当該診療を受けた者の属する世帯の世帯員の全て(当該診療を受けた者を監護し、かつ、これと生計を同じくする者で、住民登録上の世帯を別にするものを含む。)について課されていない世帯(以下「市町村民税非課税世帯」という。)に属するもの

(2) 保護者

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する者をいう。

(3) 医療保険各法

健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

(4) 療養の給付等

医療保険各法による療養の給付又は療養費、家族療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給をいう。

(対象者)

第3条 この条例に基づく医療費の助成金(以下「助成金」という。)の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるこども(本市に住所を有する者に限る。ただし、鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例(昭和49年条例第21号)に基づく医療費の助成を受ける者が現に監護する者(同条例の助成の対象となる者に限る。)及び鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例(昭和56年条例第10号)に基づく医療費の助成を受ける者が現に養育する者を除く。)の保護者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く。

(助成金の支給)

第4条 こどもの疾病又は負傷について、療養の給付等が行われた場合において、その保護者に対し、次の各号に定める額の助成金を支給する。ただし、医療保険各法の規定により附加給付を受けることができるとき、又は法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療の給付が行われたときは、その給付額を控除した額とする。

(1) 3歳に満たないこども(月の中途において3歳に達したときは、その日の属する月の末日までは3歳に満たないこどもとみなす。)の保護者に対する助成金は、当該療養の給付等を受けた者が医療保険各法の規定により負担すべき毎月分の医療費に相当する額

(2) 前号のこども以外のこどもの保護者に対する助成金は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 市町村民税非課税世帯以外の世帯 当該療養の給付等を受けた者が医療保険各法の規定により負担すべき毎月分の医療費に相当する額から2,000円を控除した額

イ 市町村民税非課税世帯 当該療養の給付等を受けた者が医療保険各法の規定により負担すべき毎月分の医療費に相当する額

- 2 前項の療養の給付等に係る診療に要する費用の額は、健康保険法の規定に基づく療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定申請)

第5条 **対象者**は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例第5条又は鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例第5条の規定による受給資格の認定を受けている者のうち、第2条第1号イに該当するものの保護者については、前項の規定による受給資格の認定を受けたものとみなす。

- 3 前項の場合において、受給資格の認定を受けた者とみなされた者が、鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例又は母子・父子家庭等医療費助成条例の規定による受給資格の認定を新たに受けたときは、同項の規定によりみなした受給資格の認定は、その効力を失う。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、助成金の受給資格があると認定した場合(前条第2項の規定により受給資格の認定を受けたものとみなす場合を含む。)は、当該認定に係る対象者(以下「受給者」という。)に対し、規則で定めるところにより、受給者証を交付する。

(受給者証等の提示)

第7条 受給者は、こどもが保険医療機関等(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)による診療を受ける場合は、当該保険医療機関等に被保険者証及び受給者証を提示しなければならない。

(助成金の請求)

第8条 受給者は、助成金の支給を規則で定めるところにより、直接市長に請求することができる。

- 2 前項の請求には、当該診療について療養の給付等が行われたこと、及び当該診療に要した費用に関する保険医療機関等の証明を添付するものとする。

- 3 受給者が前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証及び受給者証を提示して診療を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部から市長に当該診療に要する費用の額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、第1項の規定による助成金の

請求があつたものとみなす。

(助成の方法)

第9条 市長は、次の各号のいずれかの方法で助成金を支給する。

(1) 償還払い 当該診療を受けて保険医療機関等にこどもの医療費を支払った受給者に対して直接助成金を支給することをいう。

(2) 現物給付 受給者に代わり保険医療機関等に助成金を支給することをいう。

2 第2条第1号アに規定するこどもに係る助成金の支給は、償還払いによつて行う。

3 第2条第1号イに規定するこどもに係る助成金の支給は、現物給付によつて行う。この場合において、受給者に対し助成金の支給があつたものとみなす。ただし、受給者(第5条第2項の規定により受給資格の認定を受けた者とみなされる者を除く。)が償還払いを希望し、又は市長が必要と認める場合は、償還払いによることができる。

(助成金支給の制限)

第10条 市長は、助成金の支給原因である疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものであり受給者が当該第三者から同一の事由につき、すでに損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金を支給しない。

2 受給者が助成金の支給を受けた後において第三者から損害賠償を受けたときは、受給者は、速やかに支給を受けた助成金の限度において、市長の定める額を返還しなければならない。

(届出の義務)

第11条 受給者は、第6条に規定する受給者証の内容等に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第13条 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から、すでに支給した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。ただし、第5条および第6条の規定は、昭和48年5月1日から施行する。

(平16条例67・旧付則・一部改正)

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町(以下「5町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に、吉田町乳幼児医療費助成条例(昭和48年吉田町条例第21号)、桜島町乳幼

児医療費助成条例(昭和48年桜島町条例第34号)、喜入町乳幼児医療費助成条例(昭和48年喜入町条例第28号)、松元町乳幼児医療費助成条例(昭和48年松元町条例第33号)及び郡山町乳幼児医療費助成条例(昭和48年郡山町条例第28号)(以下「5町条例」という。)の規定によりされた申請その他の行為については、この条例の相当規定によりされた行為とみなす。

(平16条例67・追加)

- 3 編入日前に5町の区域に住所を有していた者の編入日前の診療に係る医療費に対する助成のうち、編入日以後に請求がされたものについては、この条例の規定にかかわらず、それぞれ5町条例の例による。

(平16条例67・追加)

- 4 編入日から平成17年3月31日までの間に、5町であつた区域に住所を有している者の当該期間の診療に係る医療費に対する助成については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ5町条例の例による。

(平16条例67・追加)

付 則(昭和48年10月13日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

付 則(昭和49年3月30日条例第21号抄)

- 1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

付 則(昭和56年3月4日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年3月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

付 則(昭和57年3月29日条例第7号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、昭和57年7月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

付 則(昭和59年3月27日条例第6号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、昭和59年7月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

付 則(昭和59年12月22日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年9月30日条例第30号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成7年6月20日条例第31号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(鹿児島市乳幼児医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前に前項の規定による改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例の規定に基づく乳幼児医療費の助成対象者であった者で、施行日以後に鹿児島市母子家庭等医療費助成条例の規

定による母子家庭等医療費の助成対象者となるものの施行日前に受けた医療の給付に係る助成金の請求及び支給等については、なお従前の例による。

付 則(平成8年6月27日条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成8年4月1日(以下「適用日」という。)以後の診療に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則(平成9年3月28日条例第16号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成9年10月3日条例第32号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日(以下「適用日」という。)以後の診療に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間における診療に係る医療費について、この条例による改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例の規定に基づいて幼児の保護者に対して支払われた助成金は、改正後の条例の規定に基づく幼児の保護者に対する助成金の内払とみなす。

付 則(平成10年3月3日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年12月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年10月18日条例第67号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成18年12月20日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号アの改正規定及び付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条第1項第2号アの規定は、平成19年6月1日以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

付 則(平成19年3月27日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月26日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月26日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年12月25日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市子ども医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した者で、平成25年3月31日において改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例第5条の規定による受給資格の認定を受けている者が、施行日において助成金の受給資格を有することになるときは、その者に対する助成金の支給に関しては、施行日において新条例第5条の規定による認定申請があったものとみなす。

(準備行為)

- 4 第6条の規定による受給者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則(平成27年9月30日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、付則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市子ども医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療に係る医療費の助成金(以下「助成金」という。)について適用し、同日前の診療に係る助成金については、なお従前の例による。
- 3 平成27年3月31日において改正前の鹿児島市子ども医療費助成条例第5条の規定により受給資格の認定を受けている平成15年4月2日から平成16年4月1日までの間に出生した子どもの保護者で、施行日以後引き続き当該子どもの助成金の受給資格を有するものは、施行日において、当該助成金に関し新条例第5条の規定による受給資格の認定を受けたものとみなす。

(準備行為)

- 4 平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に出生した子どもの保護者に対する受給者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。
- 5 平成15年4月2日以後に出生した子どもの保護者で、施行日前に受給資格の認定を受けているもの(付則第3項の規定により受給資格の認定を受けることとなるものを含む。)に対しては、施行日前においても、新条例第6条の受給者証の交付を行うことができる。

付 則(平成30年6月28日条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成金(以下「助成金」という。)について適用し、同日前の診療に係る助成金については、なお従前の例による。

○鹿児島市子ども医療費助成条例施行規則

昭和48年5月1日

規則第44号

(注) 平成5年から改正経過を注記した。

改正 昭和48年11月1日規則第82号

昭和59年3月31日規則第26号

平成5年3月31日規則第38号

平成5年6月30日規則第69号

平成6年3月31日規則第32号

平成7年3月31日規則第29号

平成8年6月27日規則第89号

平成9年12月24日規則第113号

平成14年12月25日規則第113号

平成16年2月27日規則第11号

平成19年1月18日規則第6号

平成19年3月30日規則第91号

平成20年3月26日規則第25号

平成24年7月9日規則第63号

平成24年12月28日規則第88号

(題名改称)

平成26年12月22日規則第109号

平成27年10月15日規則第90号

平成28年2月3日規則第9号

平成29年7月14日規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市子ども医療費助成条例(昭和48年条例第29号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則88・一部改正)

(認定の申請)

第2条 条例第5条の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、子ども医療費受給資格認定申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(平14規則113・平19規則6・平24規則88・一部改正)

(受給者証)

第3条 条例第6条に規定する受給者証は、様式第2による。

(受給者証の再交付)

第4条 条例第6条の規定により交付を受けた受給者証を破損し、又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、こども医療費受給者証再交付申請書(様式第3)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(平8規則89・平24規則88・一部改正)

(医療費の請求)

第5条 条例第8条第1項に規定するこども医療費の請求は、こども医療費請求書(様式第4)をもつて行なうものとする。

(平24規則88・一部改正)

(助成金の請求)

第6条 条例第9条第1項に規定するこども医療費助成金(以下「助成金」という。)の請求は、こども医療費助成金支給申請書(様式第5)を提出して行うものとする。

2 前項の請求は、条例第4条第1項に規定する療養の給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(平7規則29・平8規則89・平24規則88・一部改正)

(証明に要する費用)

第6条の2 条例第9条第2項に規定する保険医療機関等の証明に要する費用は、毎月分の助成金に加算して受給者に支払うものとする。

(助成金の支給)

第7条 市長は、条例第9条第3項の規定により助成金の請求があつたものとみなされる場合又は第6条の規定による申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査のうえ、助成額を決定し、支給するものとする。助成金を支給しないことを決定したときは、こども医療費助成金不支給決定通知書(様式第6)により当該受給者に通知するものとする。

(平19規則6・平24規則88・一部改正)

(支払の調整)

第8条 市長は、受給者に既に助成金を支給した場合において、その額に過誤があつたときは、当該過誤となつた助成金について、当該過誤があつた支払月の翌月以降の助成金との間で必要な調整を行うことができる。

(平24規則63・追加)

(届出)

第9条 条例第11条の規定による届出は、こども医療費受給資格変更・喪失届(様式第7)に受給者証を添えて行うものとする。

(平8規則89・平19規則6・一部改正、平24規則63・旧第8条繰下、平24規則88・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平24規則63・旧第9条線下)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条、第6条および第7条の規定は、昭和48年7月1日から施行する。

付 則(昭和48年11月1日規則第82号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則第6条第2項の規定は、昭和48年11月1日以降の診療に係る助成金の請求から適用し、第6条の2の規定は、昭和48年7月1日から適用する。

付 則(昭和59年3月31日規則第26号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(平成5年3月31日規則第38号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成5年6月30日規則第69号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

付 則(平成6年3月31日規則第32号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成7年3月31日規則第29号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成7年4月1日(以下「施行日」という。)以後の医療の給付に係る助成金の請求について適用し、施行日前の医療の給付に係る助成金の請求については、なお従前の例による。

付 則(平成8年6月27日規則第89号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第6条第2項の規定は、平成8年4月1日(以下「適用日」という。)以後の診療に係る医療費について適用し、適用前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則(平成9年12月24日規則第113号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年12月25日規則第113号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成16年2月27日規則第11号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第5の規定は、平成15年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。
- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成19年1月18日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年3月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式(様式第2を除く。)により作成された書類は、この規則による改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成19年3月30日規則第91号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成20年3月26日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成24年7月9日規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則第8条の規定は、平成24年4月1日以後に支給した助成金から適用する。
  - 3 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則により規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する

様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成24年12月28日規則第88号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(認定の申請)

- 2 改正後の鹿児島市子ども医療費助成条例(平成24年条例第66号)付則第4項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、子ども医療費受給資格認定申請書(付則様式第1)を市長に提出しなければならない。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市子ども医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付添様式第1

※ 切り取らないでください。

通知番号	<input type="checkbox"/> 送附者は、「保護費(保育費)」を記入しました。 <input type="checkbox"/> 「対象の子ども」の保護証の写しを貼りました。 <input type="checkbox"/> 「受給者」名義の通帳(カード)の写しを貼りました。 <input type="checkbox"/> 「同封書」に記載・印刷しました。	受付種類(年月日)
------	--	-----------

こども医療費受給資格認定申請書  
 鹿児島市長 殿  
 下記のとおり、認定を申請します。

申請年月日	平成 年 月 日
受給者の住所	〒 番 号 号 号 号
鹿児島市 区 番 地	
受給者の氏名	
自 宅 電 話 番 号	接 待 電 話 番 号
送 附 者 の 郵 務 先	郵 務 先 電 話 番 号
送 附 子 どもの 名	生 誕 年 月 日 姓 名

同 封 書  
 ・資格認定又は助成額の決定に関して関係資料を提出することに同意します。  
 ・こども医療費助成金の支給を受けるために必要な上記子どもの受給に関する情報は、関係医療機関等の鹿児島県国民健康保険団体に連帯会を通じて事に行うことに同意します。  
 平成 年 月 日 送附者氏名 印

種々の健康保険証の写し(コピー) 貼り付け欄(のりしろ)

初らなみな次(後援)の保護証の方は、「保護費」(一級保護費)と「(一級保護費)の名前が分かるように、コピーをとって、ここに貼り付けてください。  
 ※ この欄からはみ出した部分は、折り付けをせずに取りかえして下さい。

( の り し ろ )

カード健康証の場合は、ここに「種々の健康保険証の写し(コピー)を貼り付けてください。

通知種別	元 号	年	月	日
送附者番号				
送附者住所				
送附者氏名				
送附者印				

受付番号

※ 助成金の振込口座については、こちらに追加(又はキャッシュカード)の写しを貼り付けてください。

通帳(又はキャッシュカード)の写し(コピー)貼り付け欄 ( の り し ろ )

通帳を別紙(初めのページ)以外、(口座番号、口座名義などが記載された)【ご注意ください】  
 残りのページの写しを貼り付けてください。

左側に記入した受給者(一級保護者)名義の口座に振り込みます。  
 「受給者以外の保護費」や 「種々の」は指定できません。

( の り し ろ )

キャッシュカードの場合は、ここに送附者(一級保護者)名義のカード表面の写し(コピー)を貼り付けてください。

銀行	支店	通帳 I 番号	通帳 II 番号	通帳 III 番号	通帳 IV 番号	通帳 V 番号	通帳 VI 番号	通帳 VII 番号	通帳 VIII 番号	通帳 IX 番号	通帳 X 番号	通帳 XI 番号	通帳 XII 番号	通帳 XIII 番号	通帳 XIV 番号	通帳 XV 番号	通帳 XVI 番号	通帳 XVII 番号	通帳 XVIII 番号	通帳 XIX 番号	通帳 XX 番号	通帳 XXI 番号	通帳 XXII 番号	通帳 XXIII 番号	通帳 XXIV 番号	通帳 XXV 番号	通帳 XXVI 番号	通帳 XXVII 番号	通帳 XXVIII 番号	通帳 XXIX 番号	通帳 XXX 番号
姓 名										姓 名										姓 名											
1~15文字以内										1~15文字以内										1~15文字以内											
18~30文字以内										18~30文字以内										18~30文字以内											

付 則(平成26年12月22日規則第109号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市こども医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市こども医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成27年10月15日規則第90号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(認定の申請)

- 2 鹿児島市こども医療費助成条例の一部を改正する条例(平成27年条例第50号)付則第4項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、鹿児島市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(平成24年規則第88号)に規定するこども医療費受給資格認定申請書(付則様式第1)を市長に提出しなければならない。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市こども医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市こども医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。



付 則(平成28年2月3日規則第9号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鹿児島市子ども医療費助成条例施行規則に規定する様式は、平成28年4月1日以後になされる処分に係るものから適用し、同日前になされる処分に係るものについては、なお従前の例による。

付 則(平成29年7月14日規則第77号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は鹿児島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第30号)の施行の日から施行する。

(施行の日 平成29年7月18日)

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市子ども医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市子ども医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。



様式第2(第3条関係)

(表)

鹿児島市子ども医療費受給者証		
市町村番号	事業番号	受給者番号
子ども氏名 生年月日		
受給者氏名 住所		
保険者名称		
受給期間	入院 外来	～ ～
交付日	年 月 日	鹿児島市長 印
※裏面も必ずお読みください。		

(裏)

注 意 事 項	
1	この受給者証がないと助成金の請求はできませんので、大切に保管してください。
2	保険医療機関等で受診する際は、被保険者証又は組合員証に添えてこの受給者証を窓口で必ず提示し、保険診療による一部負担金を支払ってください。
3	助成金の請求は、診療の翌月から起算して1年以内に行ってください。
4	鹿児島県外の保険医療機関等で診療を受けた場合は、診療の翌月以降に、受診者の氏名、診療月、保険点数(保険診療による一部負担金)等の記載された領収書を支給申請書に添えて市に提出してください。
5	助成金の額(保険者から支給される高額療養費、附加給付金等は控除して助成します。)
(1)	3歳未満の子ども……………保険診療による一部負担金の額
(2)	前記以外の子ども……………各月ごとの保険診療による一部負担金の額から2千円を控除した額。ただし、市町村民税非課税世帯の子どもは、保険診療による一部負担金の額
※	子どもとは15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。なお、月の中途において3歳に達したときは、その日の属する月の末日までは3歳未満の子どもとみなします。
6	転出、死亡、生活保護開始又は振込先の口座その他この受給者証の記載事項に変更が生じた場合は、市への届出が必要です。

様式第3(第4条関係)

<p>こども医療費受給者証再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 鹿児島市 丁目 番 号 (受給者) 町 番地 氏名</p> <p>下記の理由により、受給者証を再交付して下さるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
受給者証番号			
こども	氏 名	続 柄	
	生年月日	年 月 日	
申 請 理 由		1 紛失 2 破損 3 汚損 4 その他 ( )	
<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>紛失した受給者証を発見した場合は、速やかに返還するとともに今後の保管については、十分注意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>鹿児島市長 殿</p>			

注 破損又は汚損による再交付申請の場合は、旧受給者証を添付すること。

様式第4(第5条関係)

こども医療費請求書										甲	乙
年 月分を下記のとおり請求する、 年 月 日											
鹿兒島市長 請求金額 円( 件)					医療機関等の所在地・名称 開設者氏名						
請 求 明 細											
受給者証 番 号	こ ども		区 分	件 数	診 療 実 日 数	総 点 数	他 法 負 担 点 数	請 求 額	決 定 額		
	氏 名	生 年 月 日								入	外
		. .									
計											

様式第5(第6条関係)

		受付番号	
		こども医療費助成金支給申請書	
		鹿児島市長 殿	
		年 月 日	
こども	フリガナ		
	氏名		
受給者 (保護者)	フリガナ		
	氏名		
加入医療保険	医療保険者番号	被保険者氏名	
	医療保険者名		

注 医療保険者番号とは、医療保険者を識別する番号です。保険証を見て、右づめで記入してください。(個人の記号番号ではありません。)

太わく内は必ず本人が記入してから証明を受けてください。

保 険 医 療 機 関 等 の 証 明											
患者名 (助成対象者名)					生年月日	年 月 日					
(診療月)  年 月分	保険診療 総点数	入院				点	保険診療による 一部負担金	入院			円
		外来						点	外来		
診療科目	医科・歯科・調剤・柔道整復・補装具等				証明手数料	円		公費負担 その他	有		
医療機関コード											
<p>※番号は右づめで記入してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>保険医療機関等の所在地</p> <p>名 称</p> <p>開設者氏名 印</p>											

処 理 欄

診療月1年以内	2,000円控除	重複	高額該当	附加給付該当	入力
可・不可	有・無	有・無	ア・イ・ウ・エ・オ・無	有( )円・無	済

様式第6(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

鹿児島市長 印

子ども医療費助成金不支給決定通知書

年 月 日に申請のありました子ども医療費助成金の支給については、下記の理由により支給できませんので通知します。

記

(理 由)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として(鹿児島市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7(第9条関係)

こども医療費受給資格 変更 届 喪失					
					年 月 日
鹿児島市長殿					
届出人 住所 鹿児島市					
氏 名		印	電話番号		
※署名(自筆)の場合は押印不要					
下記のとおり、資格を 変更・喪失 しましたのでお届けします。 ※私は、資格認定又は助成額の決定に関して、私の世帯の地方税関係情報について、取得し、又は確認されることに同意します。 ※こども医療費助成金の支給を受けるために必要な下記のこどもの受診に関する情報を、保険医療機関等が審査支払機関を通じて市に送付することに同意します。					
こどもの氏名		生年月日	年 月 日	受給者番号	
新			旧		
資格 変更 事由	受給者				
	加入医療保険	保険者名 _____ (国保組合・健保組合・共済組合) 全国健康保険協会 _____ 支部 記 号 _____ 番 号 _____ 被保険者氏名 _____ 資格取得年月日 _____ 年 月 日			
	振込先口座	金融機関名 _____ (銀行・信金・信組・労金・農協) 支 店 名 _____ (本店・支店・その他) 種別 普通 口座番号 _____ 名義人カナ氏名 _____ 変更日 _____ 年 月 日			
	課税状況	( ) 年度 ( ) 月診療分から ( 課税・みなし課税・未申告・非課税 ) 変更日 _____ 年 月 日			
	その他	連絡先 (自宅・携帯) _____ 変更日 _____ 年 月 日			
資格 喪失 事由	転 出(県内・県外)		転出予定日	年 月 日	処 理 欄
	死 亡 母子・父子家庭等医療費受給資格取得 生活保護開始		重度心身障害者等医療費受給資格取得 施 設 入 所 そ の 他	事由発生日	年 月 日 喪失日
受 付 日		年 月 日			

太  
枠  
の  
中  
を  
記  
入  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い。

注

- 1 この届書には、必ず受給者証を添えること。
- 2 加入医療保険を変更した場合は、被保険者証を提示すること。

受給者証受領印

付則様式第1

付則様式第1

様式第1(第2条関係)

(平19規則6・全改、平20規則25・平24規則63・平24規則88・平27規則90・平29規則77・一部改正)

様式第2(第3条関係)

(平19規則6・全改、平19規則91・平20規則25・平24規則88・平27規則90・一部改正)

様式第3(第4条関係)

(平5規則38・全改、平5規則69・平6規則32・平24規則88・一部改正)

様式第4(第5条関係)

(平5規則38・平6規則32・平24規則88・一部改正)

様式第5(第6条関係)

(平19規則6・全改、平24規則88・平26規則109・一部改正)

様式第6(第7条関係)

(平19規則6・全改、平24規則88・平28規則9・一部改正)

様式第7(第9条関係)

(平19規則6・追加、平20規則25・平24規則88・平29規則77・一部改正)